



# 佐賀県公報

平成16年  
3月15日  
(月曜日)  
第12429号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

- 青少年に有害な図書等の指定 (一八六・児童青少年課) 一
- ◎佐賀県環境の保全と創造に関する条例第三十八条第一項に規定する知事が指定する化学物質 (一八七・環境課) 二
- 車両制限令に定める道路の指定 (一八八・道路課) 二
- 車両制限令に基づく通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定及び通行方法の決定 (二八九・" ) 二
- 大規模小売店舗の変更に係る意見 (商工課) 四

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第百八十六号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年三月十五日

佐賀県知事 古川 康

種 類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指 定 理 由
雑 誌	15-322	漫画 ばんがいち 4月号	(株)コアマガジン	18295-4	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	15-323	コミック まあるまん 4月号	ぶんか社	13701-4	
"	15-324	本当にあった人妻の浮気話 4月号	ミリオン出版(株)	18123-4	
"	15-325	人妻の本当にあった淫らな話 VOL.10 まんがシャワー 4月号増刊	(株)一水社	18400-4 ①-2004 4/16	
"	15-326	漫画ダイナマイト 4月号	辰巳出版(株)	05979-4	
"	15-327	PUッCHUッ! スペシャル CHUッ! スペシャル 3月号増刊	(株)ワニマガジン	16152-3 ①-2004 4/16	
"	15-328	ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL 3月号	KKベストセラーズ	04039-03	
"	15-329	ザ・ベスト MAGAZINE Special number 128 3月号	KKベストセラーズ	14077-3	
"	15-330	ザ・ベスト MAGAZINE No. 239 4月号	KKベストセラーズ	14003-4	
"	15-331	URECCO gal 4月号	ミリオン出版	01865-4	
"	15-332	月刊 メルフレ BOMBER [ボンバー] NO-035 4月号	KKベストセラーズ	08513-04	

●佐賀県告示第百八十七号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成十四年佐賀県条例第四十八号)第三十八条第一項に規定する知事が指定する化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第二条第二項に規定する第一種指定化学物質及び同条第三項に規定する第二種指定化学物質とする。

平成十六年三月十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第百八十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定に基づき、車両の長さ及び軸距に応じて定める値が最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成十六年三月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二〇七号	佐賀市川原町一三九番地先から 佐賀市下田町七四番一地先まで 鹿島市大字井手字一の谷三一八番六地先から 鹿島市浜町字西葉籠五〇番一地先まで
一般国道二六四号	佐賀市若宮一丁目一三八番地先から 佐賀市多布施一丁目一四七番地先まで 佐賀市巨勢町大字牛島字一本松一〇一番八地先から 神埼郡千代田町大字下板字東五ノ坪二〇一番二地先まで
一般国道三八五号	神埼郡三田川町大字田手字二本松一六七八番一地先から 神埼郡東脊振村大字三津字前田六一九番一地先まで

二 指定する期日

平成十六年三月二十二日

●佐賀県告示第百八十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、平成十六年三月二十二日から適用する。

平成十六年三月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二〇四号	伊万里市波多津町大字馬蛤潟字牛の木五〇一番八地先から 伊万里市黒川町大字塩屋字城平二二一番二地先まで 唐津市和多田西山四四七五番地一地先から 唐津市神田字草場崎二一一三番一地先まで 唐津市東町一番一地先から 唐津市西唐津二丁目六三四七番八地先まで

県道 佐賀脊振線	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松一〇一番八地先から 佐賀市兵庫町大字若宮二本柳一〇七番一地先まで
県道 東与賀佐賀線	佐賀市川原町一四三番一地先から 佐賀市多布施一丁目一四一番一地先まで
県道 佐賀環状東線	佐賀市兵庫町大字西洲字三本柳一八四九番一地先から 佐賀市巨勢町大字牛島字一本松二四番五地先まで

一般国道二〇七号	佐賀郡久保田町大字徳万字快万二本松一六四七番八地先 から
一般国道二六三号	佐賀郡大和町大字久池井字三本杉二七三九番四地先から 佐賀市日の出二丁目四六番一地先まで
一般国道二六四号	神埼郡千代田町大字姉字五本松八〇二番一地从先から 神埼郡千代田町大字詫田字二本松一六一番三地先まで 神埼郡千代田町大字下板字東五ノ坪二〇一、二番二地先から 三養基郡三根町大字西島字二本杉二三三三番七地先まで 三養基郡北茂安町大字江口字中島角三一八七番一五地先 から
一般国道三八五号	三養基郡北茂安町大字江口字中島角三一八八番地先まで 神埼郡千代田町大字迎島字八本松二七二一、二番五地先から 神埼郡千代田町大字下板字南川副四番一地先まで 神埼郡東脊振村大字三津字前田六一九番一地从先から 神埼郡東脊振村大字石動字西一本杉三四五〇番一地先ま で
一般国道五〇〇号	神埼郡千代田町大字迎島字四本柳六五七番一地从先から 神埼郡千代田町大字下板字東五ノ坪二〇一、二番二地先まで 鳥栖市永吉町字日恵寺一四五番七地先から 鳥栖市姪方町字嫁坂三五一番六地先まで
県道	鳥栖市真木町字赤江一一三三番三地从先から 三養基郡基山町大字園部字麦尾二四七四番二地先まで 三養基郡北茂安町大字江口字中島角三一八七番一五地先 から
北茂安三田川線	三養基郡北茂安町大字白壁字三本松二二六二番一地先ま で
県道佐賀川久保鳥栖線	神埼郡東脊振村大字三津字前田六一九番一地从先から 神埼郡東脊振村大字大曲字畑刈四九四四番二地先まで
県道	伊万里市黒川町大字畑川内字下り松二四三三番二地先か ら
伊万里市黒川町大字畑川内字原田二〇六六番一地先まで	伊万里市黒川町大字畑川内字原田二〇六六番一地先まで
唐津市坊主町四七五番一三地从先から	唐津市坊主町四七五番一三地从先から
唐津市神田字草場崎二一三番一地从先まで	唐津市神田字草場崎二一三番一地从先まで
佐賀外環状線	神埼郡神埼町大字本告牟田字一ノ鶴二八九八番一地从先か ら
県道	神埼郡千代田町大字姉字五本松八〇二番一地先まで
坊所城島線	三養基郡上峰町大字堤字切通九二七番地先から 三養基郡三根町大字市武一三九七番地先まで
県道	三養基郡基山町大字小倉字箱町五〇二番一地从先から
基山平等寺筑紫野線	三養基郡基山町大字園部字麦尾二四七四番二地先まで
県道	鳥栖市村田町字五本松七一九番一五地先から
江口長門石江島線	三養基郡北茂安町大字白壁字八ノ幡二四一五番一地先ま で
県道	三養基郡北茂安町大字江口字中島角三一五三番五地先か ら
江口東尾線	三養基郡北茂安町大字江口字中島角三一八七番一五地先 まで
県道	三養基郡北茂安町大字江口字新土居内一ノ角二八六九番 一地从先から
妙見満島線	唐津市坊主町四三一、二番二九地先から 唐津市妙見町七一八三番二〇地先まで
塩屋大曲線	伊万里市黒川町大字塩屋字城平二二二番二地先から 伊万里市黒川町大字畑川内字下り松二四三三番二地先ま で 伊万里市黒川町大字畑川内字原田二〇六六番一地先から 伊万里市南波多町大字水溜二二八七番一地先まで 伊万里市黒川町大字塩屋字城平二二六番一地先から 伊万里市黒川町大字塩屋字城平二二三番一地先まで

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

○ 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年3月15日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐賀店

佐賀市駅前中央一丁目4番16号

2 届出の内容

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年3月15日から

平成16年4月14日まで

購読料 一か年三、六〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県総務部総務課

平成十六年三月十五日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古 川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)